

経費負担について（調整項目第21号）

経費負担について、次のように提案する。

- 1 経費負担（施設整備を除く。）は、基準財政需要額割を基本とする。
- 2 施設整備は、次のとおりとする。
 - ① 署・所の建設及び署・所に配置する消防ポンプ車、救急車及び連絡車は、署・所の属する市が負担する。
 - ② 上記以外の車両の購入及び各市の要望による施設整備は、別に負担割合を協議する。

平成23年3月29日提出
宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会
会長 久保田 后子

平成 年 月 日確認